

「各務原市まちづくり推進課」フェイスブックページ運用ポリシー

(令和4年5月18日決裁)

フェイスブックを通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないように、各務原市市長公室まちづくり推進課が運営するフェイスブックページの運用方針を以下のとおり定めます。

1. 目的

この運用ポリシーは、「各務原市まちづくり推進課」フェイスブックページ（以下、「当ページ」といいます。）の運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

当ページは、まちづくり推進課が市内のまちづくり活動に関する情報提供に活用するために作成し、情報発信を行います。

3. フェイスブックページ

- ・アカウント名 @kkm.machidukuri
- ・ページ名 各務原市まちづくり推進課
- ・ページURL <https://www.facebook.com/101106099257048/>

4. ページ運営者・投稿者

- ・運営者 各務原市市長公室まちづくり推進課
- ・投稿者 各務原市市長公室まちづくり推進課職員

5. 運用方法

(1) 発信内容

ア 市ウェブサイト又はまちづくり推進課が発行する印刷物等に掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等

イ まちづくり推進課から何らかの手段で市民等に情報提供すべきもの

ウ その他まちづくり推進課長が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として、勤務時間内（平日午前8時30分～午後5時15分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。ただし、上記時間帯以外においても、必要に応じて投稿する場合があります。

(3) 発信する上での留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令および市職員のサービスや情報の取り扱いに関する規程等を厳守します。

イ 市民等に誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(4) コメント等への対応

ア 当ページでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントへのコメント（意見や反応等）は原則として行われたいものとします。また、当ページおよび投稿した記事に対するコメントについて、必ずしも返信するものではありませんが、利用者への理解を得るように努めます。ただし、次に掲げる内容のコメントについては、非表示や削除する場合があります。

(ア) 投稿の内容に関係がないと思われるもの

(イ) 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの

(ウ) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(エ) 政治および宗教活動を目的とするもの

(オ) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害する恐れのあるもの

(カ) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(キ) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

(ク) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(ケ) 虚偽および事実と異なるものならびに単なる噂や噂を助長させるもの

(コ) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏洩するなど、プライバシーを害するもの

(サ) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(シ) その他まちづくり推進課長が不適切と認めるもの

イ フェイスブックページやアカウントへのシェア及び「いいね」機能は原則として使用しないものとします。ただし、国、県、他自治体、NPO法人、市事業参加団体等が開設したページやアカウントで、特にまちづくり推進課長が必要と認める場合は、シェア等を行うことがあります。

(5) なりすましへの対応

まちづくり推進課は、当ページを市ウェブサイトに掲載し、なりすましでないことを証明します。また、なりすましを発見した場合は、市ウェブサイトから情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行います。

(6)トラブルへの対応

- ア 投稿した記事が、意図せずして誤解を生じさせたり、他者の不利益を生じさせたりした場合は、当該記事は削除せず、その事実を認めた上で早急に訂正します。ただし、機密事項を含む記事を投稿した場合は、当該記事を削除することがあります。
- イ 投稿した記事や利用者からのコメントにより、批判や苦情が殺到し、收拾がつかなくなった場合は、反論や抗弁は控えるなど冷静に対応し、事態の收拾に努めます。

6. 発信手順

(1) まちづくり推進課が投稿する場合

- ア まちづくり推進課は、投稿する文章を作成し、まちづくり推進課長の確認を得て当ページで投稿します。
- イ 投稿後、まちづくり推進課は事務用パソコン等で投稿内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行います。

(2) 所管課からの依頼で投稿する場合

- ア 所管課は、投稿する内容を作成し、まちづくり推進課に提出するものとします。
- イ まちづくり推進課は、その内容を確認し、当ページで投稿します。
- ウ 投稿後、所管課は事務用パソコン等で投稿内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時にまちづくり推進課へ連絡するものとします。

7. 免責事項

- (1) まちづくり推進課は、市民等が当ページの掲載情報を利用し、または信用したことにより、市民等または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) まちづくり推進課は、市民等により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (3) まちづくり推進課は、市民等間もしくは市民等と第三者間とのトラブルによって市民等または第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) まちづくり推進課は上記(1)～(3)のほか、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) まちづくり推進課は、この運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。